

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和2年8月14日 12時50分ごろ
発生場所	福井県小浜市 <small>あま</small> 蒼島北方沖 赤礁埼灯台から真方位156°1.4海里付近 (概位 北緯35°30.2 東経135°40.9)
事故の概要	プレジャーボートシャイニーは、南進中、船内に浸水した。
事故調査の経過	令和2年9月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シャイニー、5トン未満（長さ2.86m）
船舶番号、船舶所有者等	251-21745福井、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	不明（船体行方不明）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、小浜湾で釣りを行った後、約5ノットの対地速力で追い波を受けながら南進中、前路をプレジャーボートが通過したところ、航走波が前方から舷側を越えて入り込むとともに後方からの追い波が入り込み、滞留して一瞬のうちに水船状態となった。</p> <p>船長は、防水型携帯電話でマリーナ担当者に連絡して救助を求め、来援したマリーナの船に同乗者と共に救助されたが、本船は、船体が行方不明となった。</p> <p>本船は、乾舷が約0.2mであった。</p> <p>船長は、本船が乾舷の小さい船であることは認識していたものの、操船の経験が少なく、波が舷側を越えて容易に入ってくることはないと思っていた。</p>
分析	本船は、約0.2mの乾舷で南進中、船長が同じ針路及び速力で操船を続け、他船の航走波及び追い波が舷側を越えたことから、浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が約0.2mの乾舷で南進中、船長が同じ針路及び速力で操船を続け、他船の航走波及び追い波が舷側を越えたため、浸水したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾舷の小さい船は、波の方向及び高さに注意を払いながら航行す

	ること。
--	------